

# 時事新報

第二千七百一號  
 明治廿三年六月三十日 月曜日  
 舊曆庚寅五月十四日 (壬午)  
 入部前四時三十分  
 出部前四時三十分  
 入部前二時三十分  
 出部前二時三十分  
 電話二二二二  
 電話二二二二  
 (西曆一千八百九十年)

時事新報定價  
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價運  
 送料廣告料ハ左ノ如シ  
 一 枚三錢 〇二箇月前金五十錢 〇三箇月前金一圓五十錢 〇六箇月前金三  
 圓 〇一年前金六圓  
 〇時事新報社ヨリ直接ニ購取ルモノニ限リ右定價ノ外ニ  
 〇月十五日前送付ノ由アリ  
 時事新報廣告料前金

一行	五錢	十錢	二十錢	三十錢	四十錢	五十錢
一行	二錢	三錢	四錢	五錢	六錢	七錢
一行	一錢	二錢	三錢	四錢	五錢	六錢
一行	五錢	十錢	二十錢	三十錢	四十錢	五十錢

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り  
 時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月  
 前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵  
 便印紙の代價を申受く可し

## 時事新報

米國生絲直輸出は細くも其命脈を  
 繋かざる可らず

横濱なる同仲會社に去る明治九年頃より政府御用爲替  
 の助を得て米國生絲直輸出を盛み來りたりしが政府會  
 計法の更新に際し今度イヨク其爲替を引上げらるゝ  
 に就ては營業上忍び金融の行き詰りを生じ事宜に因り  
 ては多年仕來りの直輸出を廢するの已む可らざる場合  
 と爲りたるに就き先般我政府に向て御用爲替を繼續す  
 るか若くは保證金を貸下るるか兩條何れかの特典を得  
 て直輸出の命脈を保続したし云々の情願を申入れたる  
 に政府は其會計上に於て斯かる金策を辨するを難んじ  
 左ればとて多年獎勵したる生絲の直輸出を今日只今見殺  
 しに爲すも本意に非ずイザ左らば横濱生絲商人に謀り  
 て直輸出の道を立てんものと扱てふる大藏大臣には  
 此種横濱の生絲商人、資本等の諸氏を招て其意見と叩  
 きたるならん蓋し大臣の所望にては横濱生絲商人とし  
 て金力を同仲會社に貸し共々その營業を繼續せしむる  
 の手段に出でしりんとする者の如くなれども同仲會社  
 の思ふ所は其金の少きに非ずして其利子の低き金の  
 少なきと是れあり本來生絲は高價品にして之を取扱ふ  
 に多額の金を要すれども目下我國の有様にては資本は  
 少く金利は高く諸商を苦しむに年利一割内外の金を  
 使用せざる可らざれども海外諸國は則ち然らず金利一  
 割に低くして通常三四分より四五分の金を運轉するを  
 得るが故に今我商人が高利の金にて金高の生絲を内  
 地に仕入れ之を海外低利國に送りて四箇月乃至六箇月  
 の掛賣を爲し其市場に競争せんとするは數の許さざる  
 所からん即ち從來政府に於て生絲直輸出業者に對し或は  
 直接保證金を與へ或は御用爲替の便を供したるは成る  
 可く低利の金を給して彼を生絲市場に營業せしめんと  
 するに外ならず然るに今や政府に於て其會計法の更新  
 に際し斷然保證の手を引き去り横濱生絲商人をして同  
 仲會社を助けしめんとするが横濱生絲商人は之を助る  
 に低利の金を以てせざる可らざれども同仲會社の人々  
 も又横濱生絲商人と共に是れ日本と云へる高利國の商人  
 にして通常その營業金に費して一割内外の利子を併せ  
 る可らず尤も横濱生絲商人が生絲直輸出より生ずる間接

の利益を計算し今若し直輸出を停止すれば居留地外國商  
 人以我元を賣ふて益々我優手と稱し其買賣取引上  
 我れに不利なると少ならず特に我生絲の産額以年  
 々増加の勢あり隨て其販路を廣げざる可らざれ共今や  
 米國市場には一方に歐洲絲、一方に支那絲の競争あり  
 て我れ若し其處を示す時は彼れ直に之に乘じて販路を  
 奪はんとするの恐もあり此時に當り多年生絲商賣に衣  
 食したる我々國家の爲に利益を殺して大に直輸出業を  
 助け現在一割以上の金を四五分の間に運轉して甘んじ  
 て薄利を受く可しとて目前直接の營利外に公共義務心  
 を振起するときは民間有志家の間に於て低利の金を得  
 るも亦容易なるべしと雖も横濱生絲商人に斯る  
 營利外の大熱心ありや尋常營利的の商人が其營利的の  
 金を以て海外直輸出を振はんとするが其直輸出の利益高  
 は元の儘に増減せずして徒に其利益を配當する金額の  
 みを多くし當業者をして益々迷惑せしむるに至る可き  
 のみ即ち今日當業者の所患は金を得るの難きに非ず低  
 利の金を得るに於て大に難澁する者にして實際の低  
 利の金は一個商人より得がたしとすれば御用爲替の便  
 に於て若くは直接保證金に於て之を政府に仰かざるを  
 得ず蓋し生絲販賣上の利益は全國養蠶製絲家は勿論、  
 生絲商人全體に影響する者にして今我生絲輸入額を假  
 りに三千萬圓と見做し其販賣法の不整頓より五分の利  
 得を減するとあるも國の經濟上より見て百五十萬圓の  
 損失を生ず可きが故に國産を保護するが爲めにも商業  
 を獎勵するが爲めにも政府が此種の事業に就き其保護  
 法を講ずるは固より當然の事なるべく且つ從來の行掛  
 に於て今日生絲直輸出業の斷絶を坐視す可らざるの理由  
 もあり旁々之を保護するに其辭なきを思へざる可し前  
 日の紙上にも我輩の所見は記したれども政府内部の都  
 合に於て今より斷然保護の手を引き彼の直輸出の存廢  
 共に之を自然に任す可しと云へば是れ亦是非もなき大  
 義にして事此に至らば我生絲直輸出業者は果して如何の  
 處置に出づるか南無三寶、今は是れまでと覺悟して一  
 繩に縋り自殺するの所存あるが我輩の所見を以てする  
 に今生絲直輸出業を以て一に之を民間有志家に任せんと  
 すれば内外金利の異同もありて充分に營業する可とは  
 ざるは固より言を待たざるが故に政府に更に方法を換  
 へて眞實熱心にして實力ある生絲貿易家に輸し愛に海  
 外状況に就き通信を旨とする會社を組織して之を經營  
 府に出張せしめて市場の景況を探らしめ又此方より差  
 題はしたる生絲見本品に就き先方より注文ありたる者  
 に限り之を直輸出する手順を立て社費は商況通信料とし  
 て銘々之を分擔し極々輕便に店先を張りて賣りて最  
 の惠なりとも直輸出の命脈を繋ぎ置きて他日を待つな  
 どの願向も自から一案なる可し往昔阿蘭國のナポレオ  
 ンに征せらるゝや我々輸出に於て其國旗を翻へし居  
 たるを以て國の命脈を絶たざりしと云ふ今後我政府は  
 生絲直輸出業者に對して如何の處置に出づるやを知らざ  
 りとも政府も其處を救ふに意なく民間の生絲商人も亦

力及ばずして自殺の一刀イヨク其喉に迫りたらば我  
 生絲直輸出業者は孤城落日、彼の阿蘭國の故例を學び極  
 々小なる出店ありとも紐育府中に存し置きて店頭一  
 竿の旭日旗、直輸出の命脈を絶たざるの覺悟なる可ら  
 ざるなり

## 雑報

○海軍省の儉約 海軍の當局者は常に海防の不充分な  
 るを憂へ何とぞかして其擴張を計らんと欲すれども一機  
 の軍艦を造らんとすれば忽ち二三百萬圓の大金を要し  
 之を維持するには石炭の如き軍艦の動靜に依りて其高  
 に著しき増減を來すものを除き乗組員の給料及び食費  
 等の止むを得ざる經費のみにては年々二萬圓内外を下  
 らず其故に七百五十萬圓位の經費算案總額にては思ふ  
 十分の一だも其歩を進むる難はされども成るべく無用  
 の經費を省いて最も有用なる部分に力を盡さんと近年  
 著々其針路を取り既に昨年七月より下士以下の日常に  
 改正を加へ以前甲乙丙の三等に別ち航海、軍港碇泊、上  
 陸の三時期に應じて日常を給與したるを經濟度の相違  
 に依りて其手當を増減し軍港に碇泊するときは之を與  
 へざるもなし而して其手當は下士卒の俸給より一  
 錢宛を減じて以て之に充てしかば各軍艦も軍港に  
 碇泊するを好まざるの傾を生じ其運動頻頻にして石炭  
 等の入費に多少の増額を來したるも其代りに此俸給減  
 額、日常改正の結果として各軍艦の運動に稍や自由を  
 與へ其頃まで七艘内外の軍艦半うして運動し得たるも  
 のが今日にては三十餘艘の軍艦殆んど氣隨に機を解く  
 も全體の費用は其以前と略ぼ相同じきの利を見るに至  
 り併し前にも陳べたる如く各軍艦現角軍港に碇泊す  
 るもを好まざるの氣味あるにや石炭食料等必需品の  
 精入を急ぎ若し其間に合はざるときは何處そみまで後  
 より送り呉れと言放ちて出で往くものさへあるがため  
 本省より其都度之を運送するに付ては若干の費用を要  
 するに之斯る手當と費用とを省くには是非とも軍艦を  
 して其精入をなさしむるに在るを以て一週間位を期と  
 し其間の碇泊は航海中と同じく日常を給するもどしと  
 さば幾分か其數あるべしとて目下當局者に於て其評  
 議中なりと次に又被服の如きも是迄身分に應じ代金を  
 以て附與せしかと本年度より原品を與ふるもどしとせ  
 し爲り年々四十萬圓内外も懸りしものが本年度は二十  
 六萬餘圓となり僅かに十三萬圓許の減額を生ぜり然か  
 のみならず其新服を與ふるときは舊服を引換へ之を  
 保存して後備服となし戰時に用ふる都合なれば自今年  
 を逐つて後備服の増加を致すべし右は已に儉約の實を  
 奏したるものなるが尙ほ更に進んで軍艦に必要なる物  
 品即ち石炭の如きものを始めとしてあらゆる日用品  
 の總金額を定めて大體の目安を立て夫より軍艦の構造  
 乘組員の多少に依り此體には大凡そ是丈の費用を要す  
 ると云ふもどしと見積り其品物は市中に於て之を賣ふ  
 どを許さず急度海軍倉庫に於て之を求めしむるもどし  
 ならば必需品に過不及を生ぜざるべし是れ畢竟餘りあ  
 るものを以て不足を補ふ所の法あれば冗費を省き利す  
 る所少からざるべしとて當局者は目下其利害に付き精  
 算中ありと云ふ

○刑法の修正 山田司法大臣は熱心に刑法の修正就と  
 主張し此程既に其修正の條々を法律取調委員の評議に  
 掛け例の如く随分議論も多かりしと雖も終に漸く版稿

して目下既に内閣  
 なる點を聞くに勢  
 田野の作物を盗みか  
 にて其違警罪は基本  
 料なるを更に高め  
 一日以上十日以下  
 したる杯は現行の  
 來窃盜を違警罪に  
 る所にして既に昨  
 なるが爲めに窃盜  
 盜賊の殆ど今日に  
 一に疑はしき點な  
 上と判定するには  
 たる茶碗一つも茶  
 可く朽かけたる家  
 ば此見分けは随分  
 にも其窃盜の心算  
 可し元來田野の莫  
 を換へて云へば防  
 を防くの例は歐米  
 府の時代には所  
 所なからしめ問  
 店頭に晒しある者  
 物を盗む者は諸々  
 を重罪に問ひしは  
 ば却て盜心を助け  
 又違警罪の科料金  
 のに非ずとの論も  
 未だ可否の決定に  
 云ふ

○英國皇子の買上豆  
 コント公は府下  
 て種々の美術品を  
 窓掛け及び卓子掛  
 國公使館に取纏め  
 へ運送したりとい  
 ○佛國公使の別荘  
 伊香保へ別荘を新  
 を以て來る七月五  
 る由なるが近日各  
 の祝宴を催す由其  
 あり庭園も頗る  
 ○既往十五ヶ年間  
 其來往の運送、兩  
 の如何は直接に農  
 に今年春來の氣候  
 係ありたるもどし  
 して一として氣候  
 京氣象蓋にて調査  
 間最高温度に達し  
 度比較、同黨雨量  
 較表を得れば左  
 本年六月の氣候は一月の  
 天打撃を蒙りて温度上昇せ  
 廿五日に於て三十三度九分  
 依る以上之に準ず  
 今明治九年以來十五年間  
 明治九年